

重要事項説明書(低圧)

本書では、当社がお客さまに電気を販売する際の重要事項をご説明いたします。あわせて、当社電気需給約款(低圧)、電気料金プラン定義書をご確認ください。

お客さまは、本契約において、当社が作成した電気需給約款(低圧)が適用される旨同意の上、お申込みをしていただきます。

チェック

☐ 1. お申込み方法ならびに契約成立までの流れ

電気需給申込書(低圧)によりお申し込みをいただいた場合、当社はお客様に対してその諾否を通知するものとし、当社が承諾した時点で契約が成立いたします。なお、電気需給申込書(低圧)の受領後、当社の5営業日以内に当社が諾否を通知しない場合、当社が電気需給申込書(低圧)を受領した時点をもって承諾したものとみなします。

チェック

☐ 2. お申し込みの前に

- (1) 当社とご契約いただくことに伴い、現在ご契約中の小売電気事業者との間で中途解約金等が発生する可能性があります。詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者にお問合せ下さい。なお、お客様から開示いただいた情報に基づいて試算・作成した経費比較表および見積書を前提に契約条件を定めております。開示いただいた情報(現契約における割引金額・違約金の有無、契約単価、契約電流・容量・電力、使用電力量等)の誤りに起因する契約条件の齟齬について、当社は責任を負いかねます。
- (2) 当社は、お客さまによる料金支払債務その他の債務の支払い状況(既に消滅しているものを含み、当社とその他の契約の料金支払債務その他の債務を支払期日を経過して支払われない場合を含みます。)等やむをえない理由がある場合、および当社が適当でないと判断した場合には、お客さまの電気需給契約の申込みの全部または一部をお断りさせていただくことがあります。

チェック

☐ 3. 供給開始の予定年月日

- (1) 当社は、お客さまの電気需給契約の申込みを承諾したときには、原則として、供給準備その他必要な手続きを経た後に到来する最初の検針日を電気需給開始日として、電気を供給いたします。ただし、必要に応じてお客さまと協議のうえ電気需給開始日を定める場合があります。
- (2) 天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた電気需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、お客さまに対し、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客さまとの協議のうえ、電気需給開始日を定める場合があります。

チェック

☐ 4. 電気料金

- (1) 電気料金は、基本料金+電力量料金±燃料費等調整額+再生可能エネルギー発電促進賦課金とします。電気料金プランについては、電気料金プラン定義書をご参照ください。
- (2) 契約期間内にあっても、需要場所のある区域において一般電気事業者であった小売電気事業者ならびに一般送配電事業者が同社の電気需給約款に定める料金等を改定した場合、社会的・経済的に当社に影響を及ぼす事象が発生した場合(発電用燃料の高騰、卸電力取引所の価格高騰等をいい、これらに限られません)、その他当社が必要と判断した場合には、当社所定の方法(MyRICOH、メール等)により、事前にお客さまに料金等をお知らせし、当社の電気料金を改定するものといたします。また、当社が負担した容量拠出金については、お客さまの契約電流・契約容量・契約電力、使用電力量のいずれかまたは両方に応じて負担をいただく場合があります。
- (3) 燃料や卸電力価格等が高騰しお客さまとの取引収支が逼迫する場合、お客さまの電気使用状況や電気需要の量が契約時から乖離した場合には、電気需給契約に定められた料金ならびに供給条件を適正な水準にするために、当社と個別協議をしていただきます。なお、協議不調と当社が判断するとき、または当該個別協議申し入れ日から2月が経過したとき、これをもって協議を終了し、当社およびお客様は電気需給契約終了の手続きを開始するものとし、ます。ただし、協議終了から電気需給契約終了までに猶予期間がある場合、当社はその間の料金を電気需給約款 15.料金に基づき算出し、お客さまに請求します。電気需給約款の「16. 料金修正の個別協議」をご参照ください。

チェック

☐ 5. 供給電圧および周波数

- (1) 供給電圧は標準電圧100ボルトもしくは200ボルトです。
- (2) 東京電力パワーグリッド、東北電力ネットワーク、および北海道電力ネットワーク管内の周波数は標準周波数50ヘルツとなります。ただし、新潟県の一部は60ヘルツです。
- (3) 中部電力パワーグリッド、北陸電力送配電、関西電力送配電、中国電力ネットワーク、四国電力送配電、および九州電力送配電管内の周波数は標準周波数60ヘルツとなります。ただし、長野県の一部は、50ヘルツです。

チェック

☐ 6. 契約容量

契約電流(アンペア)、契約容量(キロボルトアンペア)および、契約電力(キロワット)は原則として現在の契約電流・容量・電力を引き継ぐものといたします。

チェック

☐ 7. 工事費等

電気料金の算定上必要な計量器その他の付属装置は一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、お客さまの希望によって付属装置を施設する場合、長い配線を必要とする場合等はお客さまの負担となることがあります。

チェック

☐ 8. 使用電力量の計測方法および料金算定の方法

- (1) 使用電力量は、一般送配電事業者が設置する計量器により計量します。計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合は、電気需給約款の「別表2 使用電力量の協定」を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) 料金は、最初の料金算定期間及び最終の料金算定期間を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。料金の算定方法については、「電気需給約款 20.料金の算定」を参照ください。

チェック

☐ 9. 料金その他の支払方法

- (1) 当社は前月の11日から当月の10日までに基準(基本)検針日を迎えたお客さまに対して、あらかじめ申請していた連絡先に当社所定の方法(MyRICOH、メール等)により、当月月末にお客さまに請求を行います。お客さまは、MyRICOH の会員になって頂くことを原則といたします。
- (2) その翌月20日にお客さまが指定する金融機関の当該口座から自動引落によりお支払いいただきます。
- (3) お客さまが指定する金融機関の当該口座から自動引落しされなかった場合には、支払期日の翌日から支払の日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。

チェック

☐ 10. 契約期間

電気需給契約の契約期間は、電気需給契約成立日から、電気の需給開始日以降 1 年が経過する日までといたします。なお、契約期間中に価格改定があった場合であっても契約期間は変更されません。

チェック

☐ 11. 契約更新に関する事項

- (1) 原則として契約期間満了日の 15 営業日前までに、お客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、電気需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- (2) 原則として契約期間満了日の 15 営業日前までに、お客さままたは当社から電気需給契約の継続、延長、更新をしない旨の意思表示があった場合は、契約満了により終了いたします。

チェック

☐ 12. 契約変更・解約に伴う費用

- (1) 供給開始に至らずに、電気需給契約を終了又は変更される場合の費用の申受け
供給設備の一部または全部を施設したのち、お客さまの都合によって契約を終了または変更される場合は、一般送配電事業者から請求された費用をお客さまにご負担いただきます。なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費をご負担いただきます。
- (2) 供給開始後の電気需給契約の終了又は変更にもなう料金及び工事費の精算
お客さまが契約容量を新たに設定し、または増加した日以降、1年に満たない期間内に電気の使用を廃止しようとし、または契約容量を減少しようとする場合、当社が一般送配電事業者から請求された料金および工事費等の費用をご負担いただきます。

チェック

☐ 13. お客さまからの申し出による契約の変更

- (1) お客さまが電気需給契約の変更を希望される場合は、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- (2) お客さまが契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等の変更をされる場合は、原則として、当社が申込みを承諾して供給準備その他必要な手続きを経た後に最初に到来する料金算定開始日から変更内容を適用いたします。
- (3) お客さまが電子ブレーカーの利用を理由として電気需給契約の契約電力変更をご希望される場合、託送契約の決定方式を「主開閉器契約」とすることに同意して頂きます。また、一般送配電事業者または当社が、電子ブレーカーの利用に関する条件を定める場合には、お客さまは、それを遵守するものとします。

チェック

☐ 14. 中途解約

お客さまが、電気需給契約期間中に、電気需給契約の解約を希望される場合は、あらかじめその解約期日を定めて、当該解約期日の 15 営業日前までに書面による解約意思を通知していただきます。当社は、当該解約期日に電気の供給を終了させるための必要な処置を行います。なお、お客さまが当社に解約通知をせずに他の小売電気事業者へ需給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に解約期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの解約通知とみなすものとします。また、一部の電気料金プランについては、解約時に中途解約金等をお支払いいただく場合がございます。詳細につきましては、電気料金プラン定義書をご参照ください。

当社の電気供給事業の環境変化(電気需給契約に適用される法令や制度等の変更、発電用燃料の高騰、卸電力取引所の価格高騰、地政学リスク等をいい、これらに限られません)により、当社として事業継続が困難と判断した場合は、当社は、お客さまに解約予定日の3か月前までに通知を行った上で、電気需給契約を解約することができるものとします。

チェック

☐ 15. 供給の停止

お客さまが、電気需給約款の「26.供給の停止」の項目のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者は、託送供給等約款に基づき、電気の供給の停止を行うことがあります。

チェック

☐ 16. 契約の解除

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、お客さまに解除予定日の通知を行った上で、電気需給契約を解除することができるものとします。
イ お客さまが料金の支払期日を経過してなお支払われない場合
ロ お客さまが電気需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(保証金、契約超過金、違約金、その他電気需給約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払わない場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、お客さまに何ら催告等の手続を要せず、電気需給契約を解除することができます。

- イ お客さまが、振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手が不渡りとなり、銀行取引停止処分を受けた場合
- ロ お客さまが、破産、民事再生、会社更生、特別清算及びこれらに類する法的申請の申立を受け、または自ら申立を行った場合お客さまが、強制執行または担保権の実行としての競売の申立を受けた場合
- ハ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
- ニ お客さまが 電気需給約款 35(中途解約)(1)による通知をされないで、需要場所から移転された場合
- ホ お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合
- (イ) お客さまが電子ブレーカーを利用される際に、電気需給約款 33(電気需給契約の変更)(3)に基づき、託送契約の決定方式を「主開閉器契約」とすることに同意しない場合
- (ロ) お客さまが電子ブレーカーを利用される際に、電気需給約款 33(電気需給契約の変更)(3)に基づく一般送配電事業者もしくは当社が定める電子ブレーカーの利用に関する条件を遵守しない場合
- (ハ) お客さまの電子ブレーカー等の利用より使用状況や負荷率が契約時から乖離した場合
- (3) 当社が、(1)または(2)に基づき、お客さまとの電気需給契約を解除した場合、お客さまは、当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとします。

チェック

☐ 17. 電気の使用にともなうお客さまの協力

お客さまの電気の使用により、他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくはそのおそれがある場合、または、一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくはそのおそれがある場合は、お客さまのご負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。

チェック

☐ 18. お客さまの保安等に関するご協力

- (1) お客さまが、引込線、計量器等その他需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、またはそれらが生ずるおそれがあると認めた場合、またはお客さまの電気工作物に異状・故障があり、それが一般送配電事業者の電気工作物に影響を及ぼすおそれがある場合、すみやかに当社及び一般送配電事業者に通知していただきます。
- (2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件・設備の設置、変更または修繕工事をされる場合、当社及び一般送配電事業者に事前に通知していただきます。

チェック

☐ 19. 約款の変更手続きについて

- (1) 一般送配電事業者が定める託送供給等約款が改定された場合、法令・条例・規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、電気需給約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の電気需給約款の内容およびその効力発生時期を書面(お客さまからのご要望がある場合に限りです。)および当社所定のウェブサイト上に掲載する方法により周知することとします。当該周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款によります。なお、電気需給約款の変更後も、電気需給約款は当社所定のウェブサイトに掲載いたしますが、お客さまからご要望があった場合、当社は、お客さまに対し、電気需給約款の内容を記載した書面を交付いたします。
- (2) (1)の場合において((3)に規定するときを除く)、電気事業法に基づくお客さまへの供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものとします。ただし、お客さまからご要望があった場合、当社は、お客さまに対し、説明を要する事項を省略せず説明いたします。
- (3) (1)の場合において、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更を伴わないときは、電気事業法に基づくお客さまへの供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すれば足りるものとします。ただし、お客さまからご要望があった場合、当社は、お客さまに対し、説明を要する事項を省略せず説明いたします。

【小売電気事業者】

小売電気事業者登録番号 A0062
小売販売事業者名称 リコージャパン株式会社
主たる事務所の所在地 〒105-8503
東京都港区芝3-8-2 芝公園ファーストビル
代表者 代表取締役 笠井 徹

【説明者】

説明者の氏名 _____

説明者の所属組織 _____

【お問い合わせ先】

苦情及び問い合わせ電話番号 0120-069-089
苦情及び問い合わせ対応時間 9時～18時 (365日対応)